

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
平成14年 1月30日	平成14年 1月30日
一部改正 平成14年 6月28日	一部改正 平成14年 6月28日
一部改正 平成14年10月 1日	一部改正 平成14年10月 1日
一部改正 平成15年 3月31日	一部改正 平成15年 3月31日
一部改正 平成16年 3月29日	一部改正 平成16年 3月29日
一部改正 平成17年12月 5日	一部改正 平成17年12月 5日
一部改正 平成18年 9月29日	一部改正 平成18年 9月29日
一部改正 平成19年 3月30日	一部改正 平成19年 3月30日
一部改正 平成20年 6月11日	一部改正 平成20年 6月11日
一部改正 平成20年 9月28日	一部改正 平成20年 9月28日
一部改正 平成21年11月20日	一部改正 平成21年11月20日
一部改正 平成22年 4月28日	一部改正 平成22年 4月28日
一部改正 平成23年 3月31日	一部改正 平成23年 3月31日
一部改正 平成24年 4月16日	一部改正 平成24年 4月16日
一部改正 平成24年 6月29日	一部改正 平成24年 6月29日
一部改正 平成24年 7月18日	一部改正 平成24年 7月18日
一部改正 平成24年11月22日	一部改正 平成24年11月22日
一部改正 平成25年 5月15日	一部改正 平成25年 5月15日
一部改正 平成25年 7月26日	一部改正 平成25年 7月26日
一部改正 平成25年 8月23日	一部改正 平成25年 8月23日
一部改正 平成25年12月16日	一部改正 平成25年12月16日
一部改正 <u>国自安第 312号</u>	
<u>国自旅第 623号</u>	
<u>国自整第 398号</u>	
<u>平成26年 3月31日</u>	
各地方運輸局自動車交通部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿	関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿	沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

自動車局安全政策課長
自動車局旅客課長
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第2条の2 ～ 第20条（略）

第2条の2 ～ 第20条（略）

第21条 過労運転防止等

第21条 過労運転防止等

(1) ～ (6) (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 乗務員の体調変化時等における措置（第7項）

(新規)

- ① 本項の趣旨は、事業用自動車の運行中に生じた乗務員の体調変化等により安全な運転の継続に支障が生ずるおそれがあるときは、旅客自動車運送事業者は当該運行の状況の適切な把握等を行い、輸送の安全確保を最も優先して、乗務員に対する運行の中止、休憩の確保、運行計画の変更の指示等、必要な措置を講じなければならないことを義務付けたものである。

当該趣旨を踏まえ、運転者が第50条第1項第3号の3に規定する申出を円滑に行えるような環境づくりに努めるよう、旅客自動車運送事業者に対し指導すること。

- ② 「その他の理由」とは、頭痛、吐き気、意識低下等の症状の発現等による突発的な体調変化、交通事故や大規模渋滞等の予期できない走行環境の変化等をいう。

第21条の2 運行に関する状況の把握のための体制の整備

(新規)

(1) 本条の趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を適正かつ確実に実行できる体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。

(2) (1)の趣旨を勘案し、体制の整備の具体的な取扱いについては次のとおりとする。

- ① 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法（携帯電話、業務無線等により乗務員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。）を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える連絡体制を整備しなければならないこととする。

- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く。）及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に運行の中止等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、①の規定に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の運行管理者は、一般乗合旅客自動車運送事業

又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転業務に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならないこととする。

- ③ 離島に存する営業所において、離島での運行については地理的条件その他の事情を勘案して、②の規定は適用しないこととする。

第22条 ～ 第68条（略）

附 則（平成26年3月31日付け国自安第312号、国自旅第623号、国自整第398号）

改正後の通達は、平成26年5月1日から施行する。ただし、第21条の2（2）②及び③の改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

第22条 ～ 第68条（略）